

はじめに

1. 計画策定の意義

少子高齢化の進行、社会・経済を取り巻く環境の急激な変化、防災や安全安心への意識の高まり、デジタル、情報化の一層の進展、環境保全への関心の高まりなど、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、町のあらゆる分野に大きな影響をもたらしています。

また、地方分権の一層の進展と国財政の窮迫に伴い、町の行財政もその運営に一層の厳しさが加わるなどの大きな転換期を迎えており、引き続き行財政運営の見直しを進め、時代に対応したまちづくりに向けて積極的な取組が求められています。

こうした中、令和3年に、まちづくりの方向性とその実現のための基本目標を示す新たな指針として、「第6次田布施町総合計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し、計画に基づく施策を進め、新しいまちづくりに努めてきました。

第6次総合計画が、5年間の計画期間の終了を迎えることを受け、これまで第6次にわたり策定してきた「田布施町総合計画」と第2期まで策定してきた「田布施町まち・ひと・しごと総合戦略」を統合し、「たぶせ未来戦略」を新たに策定しました。

計画期間は令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）とし、まち・ひと・しごと創生法で定められている地方版総合戦略の要件である「まち・ひと・しごと創生」に関する「目標」や「講ずべき施策に関する基本的方向」を取り込んだ形で策定しています。

また、国が示している「地方創生2.0」の基本構想の5本柱（①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散③付加価値創出型の新しい地方経済の創生④デジタル・新技術の徹底活用⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上）や現在検討されている5本柱の施策体系を踏まえたものとしています。

2. 計画の構成と期間

（1）基本構想

基本構想は、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間として、町の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方を表すもので、長期的な視点に立った町政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです。

（2）基本計画

基本計画は、基本構想の施策の枠組みに基づき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。

計画期間は、令和8年度を初年度とし令和12年度を目標年度とする5年間として、社会・経済情勢の急激な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、定期的に点検、見直しを図るしくみを導入します。また、基本計画の施策を単位として、その中の代表的な指標をとりあげ、目指すべき目標指標（ベンチマーク）を定めて、これにより、施策の推進の点検・評価に役立てるとともに、たぶせ未来戦略に基づいた行政経営と評価のしくみを導入します。

（３）実施計画

実施計画は、基本計画に基づく具体的かつ主要な事業計画を示すもので、毎年度見直しを行いながら、社会動向に対応したものとします。ただし、本冊子には付随していません。

このたぶせ未来戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけます。国、山口県の策定する総合戦略等と連携し、本町のみならず、県、全国の発展に寄与するものです。

3. 計画の性格と役割

本計画は、町のすべての分野における行財政運営の基本となる“最上位計画”として位置づけられ、今後のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を持ちます。また、本計画は平成27年9月の国連サミットで採択された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点で計画の取組を整理しています。

役割1 参画・協働のまちづくりを進めるための共通目標

本計画は、今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、住民一人ひとりが主体的に参画・協働する、まちづくりの共通目標となるものです。

役割2 自立の地域経営を進めるための行財政運営の指針

本計画は、地方分権時代にふさわしい地域経営（町域全体と町行政の経営）の確立に向けて、さまざまな施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

役割3 広域行政に対する連携とまちづくりの主張の基礎

本計画は、国や山口県、周辺市町、広島広域都市圏などの広域的な行政に対して、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させ連携の基礎とするとともに、町のこれからのまちづくりの主張となるものです。